

# 大分県報

令和六年  
十月二日  
号外（六三）

（水曜日）

## 目次

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正……………	一
一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定……………	一
大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部改正……………	六

## ○条 例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第三十六号

### 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

別表第二の一の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同表の二の項の特定個人情報欄及び三の項の特定個人情報欄を次のように改める。

外国人保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第二の六の項の特定個人情報欄第三号を削り、同表の七の項の特定個人情報欄第

三号を削り、同表中八の項を削り、九の項を八の項とし、同表の十の項の特定個人情報の欄を次のように改め、同項を同表の九の項とする。

戦傷病者手帳関係情報であって規則で定めるもの

別表第二中十一の項を十の項とし、十二の項を十一の項とし、十三の項を十二の項とし、同表の十四の項の特定個人情報の欄を次のように改め、同項を同表の十三の項とする。

肝炎医療費助成に関する情報であって規則で定めるもの

別表第二の十五の項の特定個人情報の欄第一号中「生活保護関係情報」を「生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）」に改め、同項を同表の十四の項とし、同表の十六の項を同表の十五の項とし、同表の十七の項の特定個人情報の欄を次のように改め、同項を同表の十六の項とする。

外国人保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第二の十八の項の特定個人情報の欄を次のように改め、同項を同表の十七の項とする。

外国人保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第二の十九の項の特定個人情報の欄中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項を同表の十八の項とする。

別表第三の一の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同表の三の項中「療育手帳」の下に「（児童相談所（児童福祉法第十二条第一項に規定する児童相談所をいう。）又は知的障害者更生相談所（知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第六項に規定する知的障害者更生相談所をいう。）において知的障害であると判定された者に対して知事が交付する手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）」を加える。

### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和六年十月二日

令和六年十月二日

大分県報号外（条例）

大分県条例第三十七号

大分県知事 佐藤 樹一郎

一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

**第一条** この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第十二条の四第二項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

**第二条** この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（最低基準の目的等）

**第三条** この条例で定める基準（以下この条及び次条において「最低基準」という。）は、一時保護施設に入所している児童が、明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と一時保護施設）

**第四条** 一時保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（一時保護施設の一般原則）

**第五条** 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

4 一時保護施設には、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（非常災害対策）

**第六条** 一時保護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、災害の態様ごとに非常災害に対する具体的計画を策定し、並びに非常災害時の関係機関への通報体制及び連携体制を整備し、それらを職員に周知しなければならない。

2 前項の規定により策定し、又は整備した具体的計画並びに通報体制及び連携体制は、施設内に掲示し、必要に応じて内容の検証及び見直しを行わなければならない。

3 一時保護施設は、非常災害に備えるため、定期的に必要な訓練を行わなければならない。この場合において、当該訓練は、夜間（夜間を想定した場合を含む。）においても行わなければならない。

4 一時保護施設は、前項の訓練のうち避難及び消火に対する訓練については、少なくとも毎月一回、行わなければならない。

（安全計画の策定等）

**第七条** 一時保護施設は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

**第八条** 一時保護施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

（入所した児童を平等に取り扱う原則）

**第九条** 一時保護施設においては、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いはしてはならない。

（児童の権利擁護）

**第十条** 知事又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

2 一時保護施設においては、入所した児童に対し、その意見又は意向（意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行わなければならない。（児童の権利の制限）

2 一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。  
2 一時保護施設において、前項の正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

（児童の行動の制限）  
第十二条 一時保護施設においては、施設等により児童の行動を制限してはならない。

第十三条 一時保護施設においては、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

2 一時保護施設において、前項の合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。

3 一時保護施設において、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないような設備に保管しなければならない。  
（虐待等の禁止）

第十四条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第十五条 一時保護施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。  
3 一時保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

（設備）  
第十六条 一時保護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場に

代わるべき場所を含む。第八号及び第二十九条第二項において同じ。）又は屋外運動場（一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。第八号及び第二十九条第二項において同じ。））、相談室、食堂（ユニット（居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であつて、その利用定員がおおむね六人以下であるものをいう。以下この条並びに第二十条第一項及び第二項において同じ。）を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。）、調理室、浴室及び便所を設けること。

二 児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めること。

三 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。

四 児童の居室の一室の定員は、四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室の一室の定員は、六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。

五 少年の居室の一室の定員は、一人とするよう努めるとともに、その面積は、八平方メートル以上とするよう努めること。

六 少年であつても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童（少年を含む。以下この号において同じ。）で同一の居室を利用できるよう、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。

七 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする事。

八 学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面積を有すること。

九 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

十 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）第二条第一項に規定する性的指向及び同条第二項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

十一 児童三十人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けること。

十二 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

（一時保護施設における職員の一般的要件）



**第十七条**

一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならぬ。

（一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等）

**第十八条**

一時保護施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 知事は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。

（職員）

**第十九条**

一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第二十二条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士、心理療法定当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童十人以下を入所させる一時保護施設にあつては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあつては学習指導員を、児童四十人以下を入所させる一時保護施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満二歳に満たない幼児おおむね一・六人以上一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の児童おおむね三人につき一人以上とする。

3 心理療法定当職員の数は、児童おおむね十人以上とする。

4 学習指導員の数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。（夜間の職員配置）

**第二十条**

一時保護施設（ユニットを整備していないものに限る。）には、夜間、職員二人以上を置かなければならない。

2 一時保護施設（前項に規定するものを除く。）には、夜間、一のユニットごとに職員一人以上を置かなければならない。ただし、夜間に置かれる職員全体の数は、二人を下ることはできない。

3 一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第二十五条第一項の規定による通告に係る対応を行う場合には、一時保護施設には、夜間、前二項に規定する職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。（一時保護施設の管理者等）

**第二十一条**

一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。

2 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。

3 指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務に通算しておおむね五年以上従事した経験を有する者でなければならない。

4 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、二年に一回以上、一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のためのも家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（児童指導員の資格）

**第二十二条**

児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

二 社会福祉士の資格を有する者

三 精神保健福祉士の資格を有する者

四 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修了した者

七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつ

て、二年以上児童福祉事業に従事したもの

九 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であつて、知事が適当と認められたもの

十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、知事が適当と認められたもの

2 知事が行う前項第一号の規定による指定は、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

（心理療法師担当職員の資格）

**第二十三条** 心理療法師担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者若しくは修了した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（学習指導員の資格）

**第二十四条** 学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。

2 学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）を入所させる一時保護施設であつて学習指導員を二人以上置くものにあつては、教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び同法に規定する中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ一人以上置くよう努めなければならない。

（社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員）

**第二十五条** 一時保護施設は、社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該一時保護施設の設備及び職員の一部に併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員を兼ねさせることができる。

2 前項の規定は、入所している児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所している児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

（衛生管理等）

**第二十六条** 一時保護施設に入所している児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設においては、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している児童を入浴させ、又は清しきしなければならない。

4 一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。なお、下着は、児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。

5 一時保護施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

**第二十七条** 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法（第二十五条の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従つて行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

5 一時保護施設は、望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間形成等による児童の心身の健全育成を図るため、食育の推進に努めなければならない。

6 一時保護施設は、食育の推進のため、責任者を置き、食育の計画を定める等の措置を講ずるよう努めるものとする。

7 一時保護施設は、入所している児童に食事を提供するときは、地域で生産された食材を活用するとともに、季節を感じられる食事を提供するよう努めるものとする。

（入所した児童及び職員の健康状態の把握等）

**第二十八条** 児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は知事に勧告しなければならない。

3 一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(養護)

第二十九条 一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えらるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。

2 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数等を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。

(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

第三十条 一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行わなければならない。

2 一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

3 一時保護施設は、学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 一時保護施設は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。

5 一時保護施設は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第三十一条 児童相談所長は、児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関等関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならない。

(一時保護施設内部の規程)

第三十二条 一時保護施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- 一 入所する児童の支援に関する事項
  - 二 その他施設の管理についての重要事項
- (一時保護施設に備える帳簿)

第三十三条 一時保護施設には、入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備

しておかなければならない。

(秘密保持等)

第三十四条 一時保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 知事は、一時保護施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第三十五条 知事は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の苦情の公正な解決を図るため、当該一時保護施設の職員以外の者をその処理に関与させなければならない。

(電磁的記録)

第三十六条 一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(設備に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する一時保護施設（この条例の施行の後に増築され、又は改築されたものを除く。）に係る設備については、第十六条の規定は適用せず、児童福祉施設（設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十一条の規定を準用する。）

大分県県管住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月二日

大分県知事 佐藤 樹一郎



大分県条例第三十八号

大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例（平成九年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大分県県営住宅の設置及び管理に関する条例

目次中「県営住宅等の設置」を「県営住宅の設置」に、「第三条の五」を「第三条の四」

に、「第六章 特定公共賃貸住宅の管理（第五十五条―第六十条）」を「第六章 駐車場の管理（第六十一条―第六十五条）」に、「第七章 駐車場の管理（第六十一条―第六十五条）」を「第六章 駐車場の管理（第五十五条―第五十九条）」に、「第八章」を「第七章」に、「第六十六条―第七十条」を「第六十条―第六十七条」に改める。

第一条中「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定住宅法」という。）に基づき県が建設する賃貸住宅並びに」及び「特定住宅法」を削る。

第二条第二号を削り、同条第一号の二中「次号に規定する特定公共賃貸住宅」を「特定公共賃貸住宅（県が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。第五十条において「特定住宅法」という。）第十八条の規定に基づき建設した住宅及びその附帯施設をいう。以下この号において同じ。）」に改め、同号を同条第二号とし、同条第三号中「及び前号」を削り、同条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第二章 県営住宅等の設置」を「第二章 県営住宅の設置」に改める。

第三条第二項中「別表第一」を「別表」に改める。

第三条の二を削り、第三条の三を第三条の二とし、第三条の四を第三条の三とする。

第三条の五中「第三条の三」を「第三条の二」に改め、同条を第三条の四とする。

第十二条第一項中「この章において」を削る。

第四十九条中「第六十七条」を「第六十一条」に改める。

第五十一条中「省令」を「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号。次条において「省令」という。）」に改める。

第五十四条中「第六十七条」を「第六十一条」に改める。

第六章を削る。

第六十一条中「の各号」を削り、同条第一号中「県営住宅の入居者若しくは」を「入居者又は」に、「」又は特定公共賃貸住宅の入居者若しくは同居者（以下「入居者又は同居者」

という）を「以下同じ」に改め、同条第三号中「第六十三条第一項」を「第五十七条第一項」に改め、第七章中同条を第五十五条とし、第六十二条を第五十六条とする。

第六十三条第二項中「この項」を「この項」に、「一」を「いずれかに」に改め、同条を第五十七条とする。

第六十四条第一項中「二」を「いずれかに」に改め、同項第五号中「第六十一条」を「第五十五条」に改め、同条を第五十八条とする。

第六十五条中「第六十一条」を「第五十五条」に、「第六十二条第四項」を「第五十六条第四項」に、「第六十四条第一項」を「第五十八条第一項」に改め、同条を第五十九条とする。

第七章を第六章とする。

第六十六条第二項中「特定公共賃貸住宅（以下「県営住宅等」という。）並びに」を削り、「県営住宅等」を「県営住宅」に改め、同条第四項中「県営住宅等」を「県営住宅」に改め、第八章中同条を第六十条とする。

第六十七条第一項及び第二項中「県営住宅等」を「県営住宅」に改め、同条を第六十一条とする。

第六十八条中「県営住宅等」を「県営住宅」に改め、同条を第六十二条とする。

第六十八条の二第四号中「県営住宅等」を「県営住宅」に改め、同条を第六十三条とする。

第六十八号の三各号列記以外の部分中「県営住宅等」を「県営住宅」に改め、同条第一号中「特定住宅法」を削り、同条第三号中「県営住宅等」を「県営住宅」に改め、同条を第六十四条とする。

第六十八条の四第二項中「第六十二条第二項から第四項まで、第六十四条第一項並びに第六十六条第三項」を「第五十六条第二項から第四項まで、第五十八条第一項並びに第六十条第三項」に、「第六十四条第三項」を「第五十八条第三項」に改め、同条を第六十五条とする。

第六十九条中「県営住宅等の」及び「若しくは減額後家賃」を削り、同条を第六十六条とし、第七十条を第六十七条とする。

第八章を第七章とする。

別表第二を削る。

別表第一の県営平床住宅の項を削り、同表を別表とする。

附則

（施行期日）

令和六年十月二日

大分県報号外（条例）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（大分県犯罪被害者等支援条例の一部改正）

2 大分県犯罪被害者等支援条例（平成二十九年大分県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例」を「大分県営住宅の設置及び管理に関する条例」に改める。